

第 14 章 リーダーシップ開発

A. 指導力育成プログラム

1. 使命声明文

レベルの高い学習機会を通じて、ライオンズ指導力育成の向上を実現する。

2. 目標

- a. 奉仕のインパクトと焦点の強化
- b. 社会イメージの再形成と知名度の向上
- c. クラブ、地区、組織の向上
- d. 会員の価値の向上と新たなマーケットの開拓

3. プログラムの目的

- a. その効果と文化的差異の包括を確実にするべく戦略を策定し結果を評価する。
- b. 質が高く、取り組みがいのある、現状に即した基準を用いるとともに最先端テクノロジーを活用することにより、すべての会則地域において各種指導力育成プログラムへの最大限の参加を図る。
- c. ライオンズクラブ国際協会におけるあらゆるレベルで、また各自の職業や生活において役立てることができるリーダーシップスキルの向上と指導的責務を求めるよう、ライオンズを奮起させる。
- d. 効果的な指導力育成プログラムを企画・組織・推進・実施するとともに、継続的に他のライオンズの相談に乗り支援をすることのできるライオンズを育てる。

4. 一般方針

- a. 指導力育成プログラムは、国際理事会が定めた方針に従って実施される。
- b. リーダーシップ開発部が、リーダーシップ開発委員会との協力で、具体的な指導力育成プログラム及び資料を提案、企画、開発する。

- c. リーダーシップ開発委員会が、プログラムの実施日、開催地、評価を国際理事会に報告する。

5. 運営方針

a. 経費支払い

ライオンズクラブ国際協会は、一般経費払戻し方針に従って、各プログラムで承認された通りに、参加者に対して特定の額を支払うか払戻しをする。

b. 公式言語

リーダーシップ資料はすべて、協会の公式言語で作成される。指導力育成行事への参加者は、彼らが理解できる言語で指導を受ける。

B. クラブ役員オリエンテーション

単一及び準地区は毎年7月1日までに、国際理事会が定めた方針と手順に従って、クラブ役員オリエンテーション・プログラムを実施する。

C. 地区ガバナーエレクトの複合地区オリエンテーション

1. 複合地区は、国際理事会が定めた方針と手順に従って、次期地区ガバナー及び(又は)副地区ガバナーのため独自に又は合同で、国際地区ガバナーエレクト・セミナーの前にオリエンテーション・セミナーを催す。グローバル・アクション・チーム複合地区 GLT コーディネーターが、担当のグローバル・アクション・チームエリアリーダー及びガバナー協議会との相談で、セミナーを統制する。
2. 国際協会は、複合地区が国際協会の公式言語による地区ガバナー・チーム・マニュアルにアクセスできるようにする。

D. 国際地区ガバナーエレクト・セミナー

1. 国際地区ガバナーエレクト・セミナーは、国際大会開会の前に開かれる。
2. 地区ガバナーエレクト・セミナーの講師任命は、それぞれの年のセミナーに先行する、5月の執行委員会会議で同委員会に承認されることを条件とする。講師陣へのその後の変更は、執行委員会の承認を受けなければならない。
3. スケジュール、カリキュラム、予算を含むセミナーの計画は、国際理事会の承認を受けなければならない。

4. リーダーシップ開発部は、第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクトに地区ガバナーとしての1年間に向けて準備をさせるため、次期国際会長及び(又は)その代理人と相談の上、地区ガバナーエレクト・セミナーを含む、副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト研修プログラム教育課程の企画及び開発に責任を持つ。下記の話題が取り上げられるものとする。
 - 目標の設定
 - チームの管理
 - コミュニケーションのスキル
 - 管理／運営の技能
 - ライオンズクラブ国際協会から得られる情報／資料
 - 地区ガバナーエレクト・セミナー・プログラムには、地区ガバナーエレクトに伴う成人同伴者を対象としたオリエンテーションが含まれるものとする。
5. 第二副会長は、自分が第一副会長を務める年のために、地区ガバナーエレクト・セミナー委員長となるライオンを選ぶ。
6. 地区ガバナーエレクト・セミナー委員長を務める有資格の候補者は、以下の条件を満たしている者とする。
 - a. 委員長を務める年度に先立つ10年の期間内に地区ガバナーエレクト・セミナーのグループリーダーを務めた経験を持っている。さらに、2020～2021年度に関連する研修以降は、ライオンズ公認講師プログラムを通じて認定を受けている。
 - b. 地区ガバナーの任期を満了した。
 - c. 英語を話し、かつ理解できる。
 - d. インターネット、国際協会ウェブサイト、Eメールを有効に利用する能力がある。
 - e. 地区ガバナーエレクト・セミナー副委員長の任期開始時から委員長を務めるセミナーが終わるまでの期間、国際役員候補者として推薦及び資格証明を受けない。
7. 地区ガバナーエレクト・セミナー委員長は、委員長となる年の前年に、副委員長を務める。
8. 協会は、定められている一般経費払戻し方針に従って、地区ガバナーエレクト・セミナーの次期国際会長、セミナー委員長及び副委員長の下記の経費を支払う。
 - a. **次期国際会長**
 - (1) 次期国際会長のセミナーが開かれる各場所の1年前の現地視察 - 交通費、宿泊費、食費。次期国際会長及び一人の成人同伴者が対象。

b. 委員長

- (1) 地区ガバナーエレクト・セミナー委員長としての任期中に行われるエレクト・セミナーの各開催場所への1回の現地視察 - 交通費、宿泊費、食費。
- (2) セミナー自体（両開催地） - 委員長の交通費、宿泊費、食費。セミナー（大会開催地） - 成人同伴者1名の交通費、宿泊費、食費。
- (3) 合計で最高3泊4日分まで、国際本部を2回訪れるための経費。
- (4) 上記を超えるセミナー開催地視察又は国際本部訪問については、国際会長の承認を必要とする。

c. 副委員長

- (1) 最高2泊3日分まで、国際本部を1回訪れるための経費。
 - (2) セミナー自体（両開催地） - 委員長の交通費、宿泊費、食費。セミナー（大会開催地） - 成人同伴者1名の交通費、宿泊費、食費。
9. 第二副会長は自らが選んだ地区ガバナーエレクト・セミナー委員長及びリーダーシップ開発部長と協議の上、自らが第一副会長を務める年のグループリーダーとなるライオンを選ぶ。
10. 地区ガバナーエレクト・セミナーのグループリーダーを務める有資格の候補者は、以下の条件を満たしている者とする。
- a. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会、講師育成研究会、過去に行われたMERL委員長セミナー、地区ガバナーエレクト・セミナー、あるいはこれらに相当する複合地区以上のレベルでの研修行事（グローバル・アクション・チーム研修を含む）など、国際協会主催の研修で講師を務めた経験がある。2020～2021年度に関連する研修より、ライオンズクラブ国際協会を代表してDGEセミナーの講師を務めるには、ライオンズ公認講師プログラムを通じて認定を受けていなければならない。
 - b. 地区ガバナーエレクト・セミナーのグループリーダーを務めることになる年に先行し、5年間連続してグループリーダーを務めた者であってはならない。2020～2021年度に関連する研修より、合計5年を超えて地区ガバナーエレクト・セミナーのグループリーダーを務めることはできない。
 - c. 地区ガバナーの任期を満了した。

- d. 講義に使う担当言語に堪能。
- e. 英語を話し、かつ理解できる。もしくは、グループリーダーとライオンズクラブ国際本部との間の意思疎通のために地元で国際協会外の翻訳サービスへのアクセスがある。
- f. インターネット、国際協会ウェブサイト、Eメールを有効に利用する能力がある。
- g. 理事会が承認した国際協会カリキュラムを使用することに同意する。
- h. 地区ガバナーエレクト・セミナーのグループリーダーとしての任期開始時からグループリーダーを務めるセミナーが終わるまでの期間、国際役員候補者として推薦及び資格証明を受けない。

11. 講師

- a. 他の監査規定の適用を一切受けない講師のためには、米国イリノイ州セントチャールズで開催されるセミナーについては6日分、また、大会で開催されるセミナーについては4日分の宿泊費を協会が支払う。地区ガバナーエレクト・セミナー開催地への移動をする際に、航空機の乗り継ぎ時間を含めず、飛行時間が往復10時間を越える場合には、セミナー開催地（両開催地）で1日休息日を取ることが許可される。休息日にかかわる宿泊費1泊分と食費が支払われる（両開催地）。帰路での休息日は認められない。
 - b. 旅行者は全員、ライオンズクラブ国際本部旅程課が毎年定める指針に従って旅行を手配することが求められる。
 - c. セミナーそのもの（両開催地）のために承認された旅行日程のみに基づく最短直行ルートによる講師一人分の往復エコノミー航空券。セミナー（大会開催地においてのみ）のために、成人同伴者一人分の往復エコノミー航空券に対する払い戻しは、US\$500を超えないものとする。航空運賃の最終的な払戻しは実費及び領収書原本に基づき行われる。
 - d. 一般経費払戻し方針が旅行及び経費に適用される。
12. 第二副会長は自らが選んだ地区ガバナーエレクト・セミナー委員長及びリーダーシップ開発部長と協議の上、自らが第一副会長を務める年の第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトとなるライオンを3人まで選ぶ。第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトには、次の責任を果たすことが期待される。

- a. 必要に応じ、国際第一副会長と地区ガバナーエレクト・セミナー委員長をサポートする。
 - b. 第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー・グループリーダーが役目を果たせなくなった場合、第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・グループリーダーのピンチヒッターを務める意思と心構えがある。
 - c. すべての第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー・グループリーダー準備ウェビナー、ならびに米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーにおける、2日間にわたる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー・グループリーダー打ち合わせ会と毎日の報告会に参加する。
 - d. 米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー中、第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクトの国際第一副会長との写真撮影会ならびにライオンズクラブ国際本部ツアーのイベントにおいて手助けをする。
 - e. 米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー中、ゼネラルセッションおよびクラスルームの手配において支援を提供する。
 - f. 米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー中、グループリーダー、ゲスト、スタッフに支援を提供する。
13. 第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトを務める有資格の候補者は、以下の条件を満たしている者とする。
- a. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会、講師育成研究会、ライオンズ公認講師プログラム、過去に行われた MERL 委員長セミナー、地区ガバナーエレクト・セミナー、あるいはこれらに相当する複合地区以上のレベルでの研修行事（グローバル・アクション・チーム研修を含む）など、国際協会主催の研修で講師を務めた経験がある。
 - b. 地区ガバナーの任期を満了した。
 - c. 英語を話し、かつ理解できる。もしくは、グループリーダーとライオンズクラブ国際本部との間の意思疎通のために地元で国際協会外の翻訳サービスへのアクセスがある。

- d. インターネット、国際協会ウェブサイト、Eメールを有効に利用する能力がある。
- e. 理事会が承認した国際協会カリキュラムを使用することに同意する。
- f. 第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトとしての任期開始時から第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトを務めるセミナーが終わるまでの期間、国際役員候補者として推薦及び資格証明を受けない。

14. アソシエイト

- a. 他の監査規定の適用を一切受けない第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーのアソシエイトのためには、米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーについて（のみ）6日分の宿泊費を協会が支払う。米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー（のみ）への移動をする際に、航空機の乗り継ぎ時間を含めず、飛行時間が往復10時間を超える場合には、米国イリノイ州セントチャールズの開催地（のみ）で1日休息日を取ることが許可される。米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーについて（のみ）、休息日にかかわる宿泊費1泊分と食費が支払われる。帰路での休息日は認められない。
- b. 旅行者は全員、ライオンズクラブ国際本部旅程課が毎年定める指針に従って旅行を手配することが求められる。
- c. 米国イリノイ州セントチャールズで行われる第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナー（のみ）のために承認された旅行日程のみに基づく最短直行ルートによる、第一副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーアソシエイト一人分の往復エコノミー航空券。航空運賃の最終的な払戻しは実費及び領収書原本に基づき行われる。
- d. 一般経費払戻し方針が旅行及び経費に適用される。

E. 1年目理事オリエンテーション

国際会長は、1年目理事のために国際大会直後に、予備的オリエンテーションを開く。

F. 継続的リーダーシップ育成プログラム

1. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会

- a. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会の目的は、ライオンズに対し、ゾーン、リジョン、地区の各レベルにおいて指導的責任を担う上で不可欠なスキルを磨く機会を提供することにある。
- b. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会への参加資格のある候補者は、グッドスタンディングの会員であり、クラブ会長の職務は全うしたが、まだ第一副地区ガバナーの役には達していないライオンである。参加者数の状況によっては現職のクラブ会長の参加も考慮の対象となり得る。
- c. 予算、開催地、教育課程、日程、ライオンズ講師、参加者の資格及び選考過程は、リーダーシップ開発部がリーダーシップ開発委員会及びグローバル・アクション・チーム会則地域／各国全域リーダーとの相談の上で定める。
- d. 2020～2021年度より、ライオンズクラブ国際協会を代表して上級ライオンズ・リーダーシップ研究会の講師を務めるには、ライオンズ公認講師プログラムを通じて認定を受けていなければならない。
- e. 講師は全員、上級ライオンズ・リーダーシップ研究会用に確立されている教育課程に従うものとする。
- f. 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会への出席予定者がその会議の一部しか出席しなかった場合、又は全く出席しなかった場合には、欠席した各日につき1泊分の部屋代及び1日分の食事代が、その出席予定者の地区に請求される。この請求は、出席予定者のために予約しておいた宿泊及び食事に対する協会の支出を負担するものである。

運営役員が欠席者の欠席理由を妥当であると認めた場合には、この費用を取り消すことができる。

- g. 研究会実施期間中の参加者の食費と宿泊費は、一般経費払戻し方針に従ってライオンズクラブ国際協会が負担する。しかし、研究会出席が認められた際に、こうした経費を賄うための、返金不可の参加費 US\$125.00 の支払いが求められる。また、研究会への往復交通費及びその他の旅行関連経費は、参加者の自己負担となる。参加者は全員、研究会指定の宿泊施設に宿泊し、すべての研究会セッション及び全体での食事に参加しなければならない。

2. 講師育成研究会

- a. 講師育成研究会の目的は、経験を積んだライオンズ講師のスキルをさらに高めつつ、ライオンズクラブ国際協会内で質の高い講師の数を増やすことにある。
- b. 講師育成研究会への参加資格がある候補者は、指導経験があり、講師として自分の地域内で高水準の指導力育成研修実施に貢献することに強い関心のあるライオンである。定員に余裕があれば、参加資格のある地区ガバナーも参加者として考慮の対象となる。
- c. 3日間にわたる本研究会に出席する参加者が講師育成研究会プログラム修了生と見なされるためには、研究会から6カ月以内に研修行事をひとつ実施しなければならない。
- d. 予算、開催地、教育課程、日程、ライオンズ講師、参加者の資格及び選考過程は、リーダーシップ開発部がリーダーシップ開発委員会及びグローバル・アクション・チーム会則地域／各国全域リーダーとの相談の上で定める。
- e. 2020～2021年度より、ライオンズクラブ国際協会を代表して講師育成研究会の講師を務めるには、ライオンズ公認講師プログラムを通じて認定を受けていなければならない。
- f. 講師は全員、講師育成研究会用に確立されている教育課程に従うものとする。
- g. 講師育成研究会への出席予定者がその会議の一部しか出席しなかった場合、又は全く出席しなかった場合には、欠席した各日につき1泊分の部屋代及び1日分の食事代が、その出席予定者の地区に請求される。この請求は、出席予定者のために予約しておいた宿泊及び食事に対する協会の支出を負担するものである。

運営役員が欠席者の欠席理由を妥当であると認めた場合には、この費用を取り消すことができる。

- h. 研究会実施期間中の参加者の食費と宿泊費は、一般経費払戻し方針に従ってライオンズクラブ国際協会が負担する。しかし、研究会出席が認められた際に、こうした経費を賄うための、返金不可の参加費 US\$150.00 の支払いが求められる。また、研究会への往復交通費及びその他の旅行関連経費は、参加者の自己負担となる。参加者は全員、研究会指定の宿泊施設に宿泊し、すべての研究会セッション及び全体での食事に参加しなければならない。

3. 初級ライオンズ・リーダーシップ研究会

- a. 初級ライオンズ・リーダーシップ研究会の目的は、クラブ会長職を含むクラブレベルのリーダー職就任の機会に向け、ライオンズ会員のスキルを養うことにある。
- b. 初級ライオンズ・リーダーシップ研究会への参加資格がある候補者は、グッドスタンディングの会員で、クラブにおいて委員会の委員を務めた経験があり、クラブ会長の役職には就いたことのないライオンでなければならない。新クラブの初代クラブ会長も、この研究会に申し込むことができる。
- c. リーダーシップ開発部が、初級ライオンズ・リーダーシップ研究会を主催するための研修課程と指針（講師育成研究会やライオンズ公認講師プログラムの認定等、講師に関する要件を含む）を提供する。研究会資料は、現地の初級ライオンズ・リーダーシップ研究会申込が承認された時点で入手可能となる。
- d. ライオンズクラブ国際協会は研修課程の支援をおこなうものの、初級ライオンズ・リーダーシップ研究会を開催するライオンズがその運営および関連費用に責任を負う。
- e. 講師は全員、初級ライオンズ・リーダーシップ研究会用に確立されている研修課程に従うものとする。

4. 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会

- a. 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会の目的は、ライオンズに対し、クラブ、ゾーン、リジョン、地区の各レベルにおける指導者としての責任に備えて、スキルを磨く機会を提供することにある。
- b. 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会への参加資格のある候補者は、グッドスタンディングの会員で、指導力を磨き、複合地区または地区の取り組みをいっそうサポートすることを希望するライオンである。
- c. リーダーシップ開発部が、地方ライオンズ・リーダーシップ研究会を主催するための研修課程と指針（講師育成研究会やライオンズ公認講師プログラムの認定等、講師に関する要件を含む）を提供する。研究会の資料は、lionsclubs.org からダウンロードすることができる。
- d. ライオンズクラブ国際協会は研修課程の支援をおこなうものの、地方ライオンズ・リーダーシップ研究会を開催するライオンズがその運営および関連費用に責任を負う。

5. ライオンズ公認講師プログラム

- a. ライオンズ公認講師プログラムの目的は、ライオンズ講師の認定プログラムを提供することにより、すべての会則地域におけるすべてのレベルの研修を対象に採用できる、認定を受けた講師の数を増やすことにある。
- b. ライオンズ公認講師プログラムは、多重・多層の育成経路で構成されている。資格のある参加者がすべてのレベル修了を追求することはできるが、認定は保証されない。
- c. ライオンズ公認講師プログラム認定の期間は、認定された日付に基づく。ライオンズ公認講師プログラムの認定の期間が終了する会計年度中に、LCIPでの再認定を受けるよう対象者に連絡が行われる。ライオンズに再認定を受けることは義務付けられないが、ライオンズ公認講師プログラム認定期間が終了する前までに対象者が再認定を受けない場合には、LCIP認定は無効となる。
- (1) ライオンズ公認講師プログラムでの認定は、2017年7月1日から2018年6月30日までの間に認定を受けたライオンズについては、2022年6月30日まで有効となる。
 - (2) ライオンズ公認講師プログラムでの認定は、2018年7月1日から2020年6月30日までの間に認定を受けたライオンズについては、2023年6月30日まで有効となる。
 - (3) 2020年7月1日より、ライオンズ会計年度中になされたLCIP認定はすべて、3年間有効となるが、4年を超えないものとする。認定された会計年度が、1年目とみなされる。再認定を受ける期間は、認定を受けてから4年目の年の7月1日から6月30日までとなる。
- a. ライオンズ公認講師プログラム (LCIP) の目的は、すべての会則地域のすべてのレベルで、有能な講師の数を増やすことにより効果的な研修を一貫して提供することにある。
- b. LCIP認定の期間は、認定された日付に基づく。認定は4会計年度の期間有効となる。認定された会計年度が、1年目とみなされる。
- (1) LCIP認定は、2017年7月1日から2018年6月30日までの間に認定を受けたライオンズについては、2022年6月30日まで有効となる。
 - (2) LCIP認定は、2018年7月1日から2020年6月30日までの間に認定を受けたライオンズについては、2023年6月30日まで有効となる。
 - (3) 2020年7月1日より、すべてのLCIP認定は4会計年度にわたって有効となる。
- c. LCIPの再認定を受ける期間は、認定4年目の7月1日から6月30日までとなる。ライオンズ公認講師は、認定を受けてから4年目の会計年度中に、その認定を更新する必要がある。ライオンズ公認講師が再認定を受けることは

義務付けられていないが、LCIP 認定期間が終了する前までに再認定を受けない場合には、LCIP 認定は失効する。

- d. 予算、開催地、教育課程、日程、ライオンズ講師、参加者の資格及び選考過程は、リーダーシップ開発部がリーダーシップ開発委員会及びグローバル・アクション・チーム会則地域／各国全域リーダーとの相談の上で定める。
- e. 2020～2021 年度より、ライオンズクラブ国際協会を代表してライオンズ公認講師プログラムの講師を務めるには、ライオンズ公認講師プログラムを通じて認定を受けていなければならない。
- f. LCIP 対面型認定研修において、学習目的が損なわれないことを条件に適度な地域化が認められるものの、教育課程への忠実性は維持されなければならないという理解のもとに、講師は全員、ライオンズ公認講師プログラム用に確立されている教育課程に従うよう求められる。
- g. LCIP 研修用に、研修実施期間中の参加者の食費と宿泊費は、一般経費払戻し方針に従ってライオンズクラブ国際協会が負担する。しかし、研修出席が認められた際に、こうした経費を賄うための、返金不可の参加費 US\$200.00 の支払いが求められる。研修への往復交通費及びその他の旅行関連経費は、参加者の自己負担となる。参加者は全員、研修用に指定された宿泊施設に宿泊し、すべての研修セッション及び全体での食事に参加しなければならない。
- h. LCIP 研修に際し、研修出席予定者がその会議の一部にしか出席しなかった場合、または全く出席しなかった場合には、欠席した各日につき 1 泊分の部屋代及び 1 日分の食事代が、出席予定者に請求される。この請求は、出席予定者のために予約しておいた宿泊及び食事に対する協会の支出を負担するものである。
- i. 運営役員が欠席者の欠席理由を妥当であると認めた場合には、この費用を取り消すことができる。